

労働災害（通勤災害）でご来院の患者様へ

（労災保険についてのご案内）

当院は労災保険の指定病院です。下記の法令様式（書類）を提出頂ければ医療費は労災保険への請求となる為、患者様の保険負担分は発生致しません。文書料（診断書料）等の自費分のみ患者様のご負担となります。

1. 労働災害の場合

労災保険を適用する場合は法令様式 5 号をご用意頂き、必要事項を記入の上、速やかに当院の受付窓口までご提出下さい。尚、既に他の医療機関を受診されている場合には、法令様式 6 号をご提出下さい。

2. 通勤災害の場合

通勤時・帰宅途中のお怪我であれば労災保険が使用できる可能性があります。勤務先の労災担当者様、もしくは事業主様にご確認下さい。

適用になる場合は法令様式 16 号の 3 をご用意頂き、必要事項を記入の上、速やかに当院の受付窓口までご提出下さい。尚、既に他の医療機関を受診されている場合には、法令様式 16 号の 4 をご提出下さい。

※ 法令様式の用紙に関しましては、当院ではご用意しておりませんので、勤務先の労災担当者様、もしくは事業主様にご確認下さい。（勤務先に用紙が無い場合は最寄りの労働基準監督署、又は厚生労働省のホームページから入手可能です。）

3. 勤務先が労災に加入していない場合

基本的に自費精算となります。健康保険をご使用になる場合には必ず加入保険（国保又は社保）の使用許可が必要となります。

■ 注意事項 ■

- ・ 労災保険を適用する場合は、法令様式（書類）をご提出頂くまで、預り保証金（1万円）が必要となります。
- ・ 預り保証金（1万円）の返金の際、預り保証金控えが必要となりますので、紛失がないようお手元に大切に保管して下さい。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

（恐れ入りますが、お問い合わせは下記の受付時間内にお願い致します。）

事務受付時間：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後 5時まで
土曜日 午前9時00分～午後12時まで
（土曜午後・日曜日は休診日となります）

医療法人社団博翔会 五香病院
医事課 TEL 047-311-5550